

○農林水産省
環境省 告示第一号

愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）第三十四条第一項の規定に基づき、次の者を指定試験機関として指定したので、同法第三十八条において準用する同法第二十七条第一号の規定により公示する。

令和二年二月二十八日

農林水産大臣 江藤 拓

環境大臣 小泉進次郎

- 一 指定試験機関の名称 一般財団法人動物看護師統一認定機構
- 二 主たる事務所の所在地 東京都文京区本郷五丁目二十三番十三号
- 三 指定をした年月日 令和二年二月二十七日